

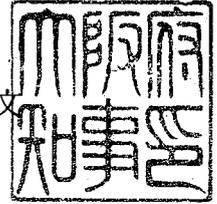
エネ政第 2051 号

令和元年 12 月 23 日

大阪府環境審議会

会長 石井 実 様

大阪府知事 吉村 洋文



今後の地球温暖化対策のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

近年、世界各地では、熱波や干ばつ、豪雨による水害など、気候変動が一因と考えられる異常気象が発生しており、各国・各地域での対策が求められています。

気候変動に関する国際枠組みであるパリ協定では、産業革命前からの平均気温の上昇を 2°Cより十分下方に保持し、1.5°Cに抑える努力を追求することとしています。この 1.5°Cの努力目標を実現するためには、IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の報告書によると、2050 年前後に世界の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があるとされています。

国においては、2019 年 6 月に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を閣議決定し、最終到達点としての脱炭素社会を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することをめざすとしています。

大阪府では、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき、2020 年度までを計画期間とする「大阪府地球温暖化対策実行計画」(2015 年 3 月) を策定し、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進しています。

しかしながら、気温の上昇、大雨の頻度の増加、農作物の品質低下、熱中症のリスクの増加など、既に気候変動による影響が生じてきており、温室効果ガスの排出削減等を図る「緩和」と気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応」を両輪とした温暖化対策の重要性が益々高まっています。

SDGs 先進都市をめざす大阪府としては、経済・社会の持続可能な発展を図りつつ、府民の生命・財産を将来にわたって守るため、2050 年に二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざすべき将来像に掲げ、2030 年度までを計画期間とした地球温暖化対策について検討していく必要があります。

つきましては、新たな大阪府地球温暖化対策実行計画の策定にあたり、今後の地球温暖化対策のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。